

山梨県公報

第二千百十六号

平成二十三年

三月三日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除の予定(二件)……………一八九

道路の供用開始……………一一九

電線共同溝を整備すべき道路の指定(四件)……………一九

公告

第三十九期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……………二一〇

平成二十三年前期技能検定の実施……………二二一

平成二十三年技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の実施……………二二三

甲府都市計画道路事業の施行について(二件)……………二二五

告示

山梨県告示第六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四の二八
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のよ

うに保安林の指定を解除する予定である。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町雨畑字八ゲタ山四三八の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年三月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲斐芦安線	南アルプス市上高砂字村下八八九番の一地先から南アルプス市徳永字押出八三番の四地先まで		一四〇・〇	平成二十三年三月三日

山梨県告示第六十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間

国道	三五八号	甲府市上今井町官有無番地先から 甲府市中小河原町四〇二番の一地先まで
----	------	---------------------------------------

山梨県告示第六十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大字大石字湖中二五八五番の一七七地先から 南都留郡富士河口湖町大字大石字鐘撞戸一五三一番の四地先まで

山梨県告示第六十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間
県道	鳴沢富士河口湖線	南都留郡富士河口湖町大字小立字大堀三一六一番の二地先から 南都留郡富士河口湖町大字小立字七本桜三三〇七番の二地先まで

山梨県告示第六十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府韭崎線	甲斐市龍地六四三三番の六地先から 甲斐市龍地六四九三番の一地先まで

公 告

● 第三十九期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について
労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第三十九期山梨県労働委員会の使用委員会及び労働者委員の候補者の推薦を求めるので、公告する。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法
 - 1 使用者団体
 - (一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。
 - (二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。
 - 2 労働組合
 - (一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。
 - (二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあつては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。
- 二 被推薦者の資格制限等
 - 1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員とな

ることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一条及び第四百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦期間

平成二十三年四月一日（金）から同年五月二日（月）まで

四 推薦書の提出場所

山梨県商工労働部労政雇用課（郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号）

● 平成二十三年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、鑄造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄物鑄造作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄物鑄造作業法に限る。）、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法、マシニングセンタ加工法及び精密器具製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業及び精密器具製作法に限る。）、放電加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工作業及びワイヤ放電加工作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。）、建築板金、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金作業及び打出し板金作業に限る。）、めつき（学

科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、電気めつき作業に限る。）、仕上げ、ダイカスト（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び回転電機巻線製作法に限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作法に限る。）、家具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業に限る。）、建具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木製建具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木製建具手加工作業に限る。）、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業に限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法、木質系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業に限る。）、熱絶縁施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷工事作業に限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法及び金属塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業及び金属塗装作業に限る。）、広告美術仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、広告板粘着シート仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、広告面粘着シート仕上げ作業に限る。）、写真（学科

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(2) に該当する者を除く。)及び単一等級
一万六千五百円

(2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)
一万千円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

平成二十三年四月十一日(月)から同月二十日(水)まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角型二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十三年八月二十六日(金)(金属熱処理を除く三級職種に限る。)及び平成二十三年九月三十日(金)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

●平成二十三年年度技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の実施
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成二十三年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種等

1 実施する検定職種及びその等級

(一) 随時実施 三級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法及びフライス盤加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ダクト板金作業に限る。)、工場板金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。)、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械系保全作業に限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機

<p>組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者の選択する科目にあつては、回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、冷凍器・段ボール箱製造、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装</p> <p>2 受検資格</p> <p>1 に掲げる随時実施の三級試験については、当該検定職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。</p> <p>二 試験の方法</p> <p>実技試験及び学科試験</p> <p>三 日程等</p>	<p>1 実技試験</p> <p>(一) 実施期日 山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。</p> <p>(二) 実施場所 山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。</p> <p>(三) 問題の公表 あらかじめ受検申請者に送付する。</p> <p>2 学科試験</p> <p>(一) 実施期日 山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。</p> <p>(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター</p> <p>四 受検申請の手続</p> <p>1 提出書類</p> <p>(一) 技能検定受検申請書</p> <p>(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を有する書面</p> <p>2 試験手数料 実技試験 一万六千五百円</p> <p>(二) 学科試験 三千円</p> <p>3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手料金は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。</p> <p>4 受付期間 随時</p> <p>5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）</p> <p>6 その他 (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」</p>
---	---

と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書の交付

合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

甲府都市計画道路事業三・四・一一号 田富町敷島線 及び三・三・一号 和戸町
竜王線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所所在地

山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

収用の部分 山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原、字伊勢河原、字西耕地、字中耕地及び字上北裏地内
使用の部分 なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年三月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

甲府都市計画道路事業三・四・一一号 田富町敷島線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所所在地

山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

収用の部分 山梨県甲斐市大字大下条字金ノ尾及び字御岳田地内
使用の部分 なし

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番